

保護者のみなさまへ

出雲市子ども政策課長

令和 7 年度 児童クラブ保護者負担金の減免について（お知らせ）

児童クラブの利用にあたって、保護者のみなさまの負担を軽減するため、下表の減免要件に該当する場合は、申請により保護者負担金を減免いたします。

つきましては、下表及び裏面をご確認いただき、減免の要件イ又はロに該当する人は減免申請をしてください。（下表の減免の要件ハのみに該当する場合、申請は不要です。）

なお、この文書は、入会児童全員に配布しています。

1. 減免の要件及び減免の額

減免の要件	減免対象児童	減免金額(月例) (減免後負担額)	減免金額(延長) ※3 (減免後負担額)	必要な提出書類
イ. 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入会児童全員	全額 (0 円)	50 円／10 分 (50 円／10 分)	・減免申請書（書面申請の場合のみ）
ロ. 令和 7 年度に納付すべき市町村民税所得割額が 0 円の世帯 ※1、※2	①1 人入会世帯の児童、 2 人以上入会している世帯で最年長の児童	1,500 円 (5,500 円)		・減免申請書（書面申請の場合のみ） ・住民税課税証明書 ※令和 7 年 1 月 1 日に本市に住民登録のない人のみ
	②2 人以上入会している世帯で次に年長となる児童	2,000 円 (5,000 円)		
	③3 人以上入会している世帯で①及び②以外の児童	3,000 円 (4,000 円)		
ハ. 上記以外の世帯	2 人以上入会している世帯の 2 人目以降の児童	1,000 円 (6,000 円)	減免なし (100 円／10 分)	不要 ※入会許可時にすでに減免した負担金額をお知らせしています。

※1 要件に該当するかどうかは、原則として保護者の市町村民税所得割（住宅借入金等特別税額控除前）で判定します。ただし、保護者以外に家計を主宰する人がおられる場合は、その人の所得割額も加算して判定します。

※2 市町村民税所得割額は、会社にお勤めの方は「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（5～6 月頃に配布される横長の様式）で、自営業の方は「市民税・県民税納税通知書」でご確認ください。要件に該当するか不明の場合には、減免申請の手続きをしておかれることをお勧めします。

※3 延長負担金につきましては、開設時間延長を実施しているクラブの児童のみ該当となります。

裏面もご確認ください

2. 申請方法

① 電子申請はこちら↓

①②いずれかの方法で申請してください。

①電子申請

- ・スマホの場合は、右の二次元コードから
- ・パソコンの場合は、**出雲市 児童クラブ 減免**で検索アクセスし、案内に沿ってオンラインで申請してください。



②書面申請

減免申請書 裏面の記入例を参考に記入してください。
申請書は市役所、各クラブ及びホームページ上にございます。
市役所本庁(子ども政策課)へ郵送または持参でご提出ください。

※いずれの申請方法も、2人以上入会の場合は児童ごとに提出してください。

※令和7年1月1日時点で本市に住民登録がない人のみ、

添付書類：住民税課税証明書の提出が必要です。

令和7年1月1日時点で本市に住民登録がない人の場合、本市税務担当課で課税状況の確認ができません。お手数ですが、1月1日現在住民登録のあった自治体の税務担当課で「令和7年度住民税課税証明書」の交付を受け、以下のとおり提出してください。

- ①電子申請の場合：申請フォームに従ってアップロード or 市役所へ郵送・持参
- ②書面申請の場合：減免申請書とあわせて提出

※この証明書の発行は自治体により異なりますが、おおむね6月半ば以降の発行となります。

3. 申請期限

令和7年(2025)6月19日(木)

※この期限までにご提出いただいた場合は、入会月にさかのぼり7月に減免決定を行います。

※この期限以降も随時減免の申請は受け付けます。その場合、申請いただいた翌月分からの減免となる可能性がありますので、ご注意ください。

4. 減免決定後の保護者負担金調整

減免が決定するまでの期間は、減免前の負担金額を全額納付していただき、減免が決定した場合は、後日負担金額の調整を行います。

※延長負担金につきましては、減免決定後、これまでお支払いいただいた差額分を還付いたします。

5. 減免決定後の世帯（保護者）変更【重要】

減免決定後、減免対象となった児童の父又は母の婚姻等によって、新たに児童の保護者となった人が同一世帯にいる場合は、市（子ども政策課）までご連絡ください。
ご連絡のないまま減免を受けられると、減免金額を返還していただく場合があります。

6. 問合せ先

〒693-8530 出雲市今市町70番地

出雲市 子ども未来部 子ども政策課 児童クラブ係

TEL：0853-21-6131 / FAX：0853-21-6413 / E-mail：kodomo@city.izumo.shimane.jp